

令和 7 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 足柄福祉会

特別養護老人ホーム 草の家

特別養護老人ホーム 草の家 ユニット

ケアセンター 草の家

介護サービスセンター草の家

目次

I 特別養護老人ホーム 草の家施設理念	2
倫理綱領	2
スローガン	3
II 基本方針	3
III 令和7年度事業計画重点目標	3
IV 各種年間計画	
1 年間行事予定	4
2 定例行事予定	5
3 アクティビティ活動	5
4 ボランティアによる活動	5
5 会議運営計画	6
6 委員会活動計画	6・7
7 施設内研修計画	8
V 各職種別 運営計画	
生活相談員	9
医務室	10
介護支援専門員	11
食事・栄養	12・13
事務	14
施設介護班	15
(さくら・さつき・ひまわり)	16
(夏みかん・花みずき・むくげ・かりん))	17
通所介護	18
居宅介護支援	19
VI 地域交流、実習生受け入れについて	20
VII 防災についての取組	21

I 施設理念

私たちは その人に寄り添い
「させていただく心」を大切に
常に研鑽を積み 処遇の向上を図ると共に
地域福祉に貢献します

倫理綱領

草の家の入居者が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように介護・支援する事が、私たちの責務です。そのため、私たちは、介護者の一人として、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たします。

1. 個人の尊厳

私たちは、草の家の入居者一人ひとりを、かけがえのない存在として敬い、経験、個性、及び主体性、可能性を尊びます。

2. 人権の擁護

私たちは、草の家の入居者に対するいかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

3. 社会への参加

私たちは、草の家の入居者が、年齢、介護の状態などにかかわりなく、社会を構成する一員としての市民生活が送れるように介護・支援します。

4. 専門的な介護

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、草の家の入居者一人ひとりが心豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるように、介護・支援し続けます。

5. 地域社会との関係

私たちは、地域社会の一員として地域福祉に貢献すると共に、社会的法人としての体制づくりに努めます。

II 基本方針

1. 介護保険法下における高齢者施設として、要介護者の心身の状況に応じた適切なサービスを提供します。
2. サービス提供においては、施設・居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように支援します。
3. 利用者・利用者家族とコミュニケーションを大事にし、権利擁護に努めます。
4. 施設運営にあたっては、入居者が地域の一員である事を認識し、高齢者福祉サービスの拠点として役割を果たし、地域住民の期待に応える運営を目指します。
5. 専門職としてのスキルを介護現場で共有化します。

III 令和7年度事業計画 重点目標

1. 介護力・サービスの向上への取り組み

①職員としての姿勢

- ・基本的な法令、ルールを遵守し、丁寧な介護を心がけます。
- ・多職種協働し、利用者の「思い」に応えるケアを実施します。

②介護技術の向上

- ・施設内外の研修の参加により、スキルアップに努めます。
- ・各職種間の連携を図り、状態変化に早期対応ができるよう取り組みます。
- ・日頃の事故対策はもちろん、防ぐべき介護事故の再発防止を徹底します。

③口腔衛生管理

- ・歯科医・衛生士との連携を図り、口腔機能の維持向上を目指します。

2. BCPを実践的なものにする

- ・実際に感染症や災害が発生した場合にスムーズに動けるよう、シミュレーション訓練を行い、BCPをブラッシュアップしていきます。
- ・防災訓練を通し、BCPの具体的な内容を職員間で共有します。

3. 生産性向上への取り組み

- ・委員会を設置し、安全で負担の少ない介護、介護機器の適正利用、業務の効率化などを検討します。

4. 地域とのつながり

- ・ボランティアや実習の受け入れ、地域へ出向く機会を設け、相互に連携・協力できる体制作りに取り組みます。

IV 各種年間計画

1. 年間行事予定

	行 事	行事食	医務室	防災・感染症	ケアセンター
4月		お花見弁当		感染症訓練	
5月	端午の節句 (ユニット毎)	母の日行事食			母の日
6月	衣替え 紫陽花見学 (ユニット毎)	父の日行事食		避難訓練	父の日
7月	七夕 (ユニット毎)	七夕行事食 土用の丑			七夕
8月	夏祭り	納涼祭模擬店 お楽しみ行事食			納涼大会
9月	敬老お祝会	敬老お祝い御膳		総合防災訓練	敬老の日
10月	秋祭り (法人全体行事) 家族のつどい 衣替え	にぎり寿司	健康診断	感染症訓練	運動会
11月		秋の実り弁当	インフルエンザ・コロナワクチン予防 接種(希望者)		
12月	クリスマス (ユニット毎)	クリスマス行事食			クリスマス会
1月	新年ご挨拶	正月料理 七草粥			
2月	節分 (ユニット毎)	節分行事食			節分豆まき
3月	ひな祭り (ユニット毎) お花見 (ユニット毎)	ひな祭り行事食		夜間想定訓練	ひな祭り
その他		(毎月)体重測定 (毎週)配置医回診 (毎週)歯科往診			おやつ作り(不定期) カラオケ (適宜) リハビリ体操 (週 3回) 入浴介助研修 (年 1回、適宜)

2. 定例行事予定

行 事	内 容
誕生のお祝い	個人の誕生日を大切にし、フロア・ユニット毎に誕生会を実施する

3. アクティビティ活動

メンバー間の交流の場となり、適切な刺激が意欲や活力の向上に繋がるようにする。

各担当職員は実施後に記録を作成し、評価を行っていく。

活動名	担 当	場 所	内 容	対 象
音楽なかま	ケアマネ	各フロア、広場等	音楽を通して仲間との交流を楽しむ	音楽を楽しみたい方
健康なかま	各フロア	各フロア	仲間と体を動かして楽しむ	本人の意思により自分で体を動かす事ができる人
学習の会	相談員	2F 会議室	読み書き、計算やゲーム等で頭の体操をおこなう	学習を楽しむことができる方
習字の会	相談員	2F 会議室	季節の字を書にしたためる	習字を楽しむことができる方

4. ボランティアによる活動

感染症対策を取りつつ活動を再開。今後も協力いただける団体、個人に声をかけ、活動へのフォローもしながら徐々につながりを増やしていきたい。

活動名	場 所	内 容
縫い物	ひだまり会議室	洋服など縫い物をしていただく 開催日：4月7日、6月2日、9月1日、11月10日 2月2日
演芸披露	ケアセンター等	楽器演奏や歌の披露を楽しませていただく。 ※不定期
子供太鼓	職員駐車場 (秋祭り予定)	ふくざわ保育園にご協力いただき、園児による太鼓演奏の披露をしていただく

5. 会議運営計画

会議名	開催日	出席者	内容
幹部会議	毎月 1回 随時	施設長・班長	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設運営に関する調整・決定機関 ● 諸問題の解決
リーダー会議	毎月第 1・3 月曜	主任・リーダー	各フロアの問題点・施設への意見・改善点等を話し合う
職員会議	随時	出席可能な全職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設運営に関する情報の共有 ● 決定事項の報告 ● 研修で学んだことを発表し共有する
サービス担当者会議	随時	ケアマネ・介護職・看護師、栄養士、相談員	ケアプランについての検討
各委員会	毎月 1回	委員会メンバー	各委員会で検討
フロア・ユニット会議	月 1回、随時	フロア職員、他職種	フロア職員の意識統一・入居者情報の共有

6. 委員会活動計画

委員会名	開催日	目的	委員会メンバー
入退居検討委員会	月 1回、随時	入居の決定及び退居の検討	施設長、介護班長、看護師、栄養士、ケアマネ、相談員
事故対策委員会	月 1回	事故発生の防止及び対応方法検討。集計し、傾向を掴む	施設長、事務班長、介護班長、在宅班長、介護職（該当フロア）、看護師、栄養士、ケアマネ、相談員
苦情解決委員会	月 1回	苦情について適切に解決が図れるよう状況確認、対応方法を検討	施設長、事務班長、介護班長、在宅班長、介護職（該当フロア）、看護師、栄養士、ケアマネ、相談員
拘束ゼロ委員会	隔月	拘束をしない介護、日常ケアの見直し、人権擁護について取り組む	施設長、介護班長、介護職、看護師、ケアマネ、相談員
虐待防止委員会	隔月	利用者の安全と人権保護、虐待防止への取り組み	施設長、介護班長、介護職、看護師、栄養士、ケアマネ、相談員
感染症対策委員会	4、7、10、1月 の 第 3月曜日	感染症発生状況の把握・指示、感染予防や職員の意識向上への取り組み	施設長、医師、看護師、事務班長、介護班長、栄養士、ケアマネ、相談員

褥瘡対策委員会	偶数月	褥瘡予防、褥瘡事例への対応策、ケア方法の周知	施設長、医師、看護師、介護班長、栄養士、ケアマネ、相談員
医療ケア向上委員会	月 1回	ターミナルケア、胃ろう、喀痰関係、健康・栄養管理についての検討	施設長、看護師、介護班長、栄養士、ケアマネ、相談員
食事委員会	月 1回	利用者の食に関する全般の検討	介護職員、看護師、栄養士
介護力向上委員会	月 1回	最新の介護技術の取り入れや、介護機器の導入を検討し、利用者には安全で快適な介護。スタッフには負担の軽減と働きやすさを感じられるよう検討する。	介護職員、介護班長、看護師
防災委員会	月 1回	災害時、事業が継続可能のように体制を整備する。	施設長、事務、介護班長、看護班長、介護職員、栄養士、相談員、
研修委員会	月 1回	職場内研修企画、調整、開催	介護班長、看護班長、介護主任、相談員
環境整備委員会	月 1回	暮らしやすい施設にするための環境整備の検討・実施	介護職員、介護班長
生産性向上委員会	4、7、10、1月 の 第3月曜日	安全で負担の少ない介護や業務の効率化の実施	施設長、介護班長、看護班長、事務班長、介護主任、相談員

7. 施設内研修計画

①施設内研修

	研修内容	研修日程	参加対象	講 師	研修種別
4月	施設理念、事業計画、法令遵守等	4月 4日	全職種	施設長	倫理・法令遵守 プライバシー保護
5月	緊急時対応訓練 (AED、心肺蘇生法)	5月 2日、8日	介・相・栄・介支	草の家・ひだまり介護主任	医療・体調変化 リスクマネジメント
6月	一般的な食中毒の予防及び蔓延防止	6月 3日、6日	介・相・介支	管理栄養士	食中毒 感染症
7月	リスクマネジメント	7月 1日、4日	介・相・栄・看・介支	事故対策委員長	リスクマネジメント 事故発生緊急時対応
8月	認知症ケア	8月 1日、5日	介・相・栄・看・介支	ひだまり介護主任	認知症ケア
9月	感染症予防及び蔓延防止	9月 2日、5日	介・相・栄・看・介支	看護師	感染症
10月	拘束・虐待防止	10月 3日、7日	全職種	相談員	身体拘束等排除 虐待防止
11月	口腔ケア	11月 4日、7日	介・相・栄・看・介支	草の家介護主任	口腔ケア
12月	ストレスケア	12月 2日、5日	介・相・栄・看・介支	ひだまり看護師	ストレスケア 精神的ケア
1月	介護技術 腰痛予防、褥瘡対策	1月 6日、8日	介	介護班長 介護力向上委員	腰痛予防 褥瘡対策
2月	ターミナルケア	2月 3日、6日	介・相・栄・看・介支	ひだまり介護主任	精神的ケア
3月	拘束・虐待防止	3月 3日、6日	全職種	ひだまり相談員	身体拘束等排除 虐待防止

・研修時間は各日 15 時半～実施。上記日程に参加できない職員にはビデオ研修を実施する

②新採用職員研修

採用時は隨時日程調整し、下記の内容で研修を実施する。

研修内容	講師	研修内容	講師
①事業計画・施設理念	施設長	⑦医療機器取扱い・医療対応	看護班長
②就業規則等	事務班長	⑧身体拘束・虐待防止	施設運営班長
③介護技術・接遇	施設介護班長	⑨施設ケアマネジメント	介護支援専門員
④ターミナルケア	施設介護班長	⑩食事・栄養	管理栄養士
⑤リスクマネジメント	事故対策委員長	⑪防災	防火管理者
⑥感染症	施設長	⑫入浴介助研修 ※デイのみ	デイ職員

V 各職種別 運営計画

生活相談員 運営計画

【基本方針】

生活相談員としての自覚（入居者の自己決定の尊重、受容、個人情報の保護など）を持ち、入居者・家族、他職種との信頼関係を築き連携していきます。

また、常に自己研鑽や情報交換の機会を持ちながらスキルアップを図り、適切で質の高いサービスを提供することで、入院ベッド・空きベッドの日数減少につなげ、稼働率向上に努めます。

外部ボランティア受け入れや地域行事への参加などについて、多職種と連携を図り感染症対策を講じつつ、地域の情勢を踏まえ、柔軟に対応していきます。あわせて、家族や地域への情報発信に力を入れ、施設を身近に感じてもらい、地域に根差した施設づくりに力を入れていきます。

【重点的な目標】

1, 介護力・サービスの向上

施設職員の基本的な姿勢を意識し、業務に対して丁寧な取り組みを行う。施設内・外の研修へ参加などを通して、相談員としてスキルアップを心がけ、利用率にアップつなげる。併せて、多職種連携が円滑に進むよう努める。歯科医師、保証人と連携を図ることで、歯科受診を円滑に進め、口腔内を清潔に保つことにより、誤嚥性肺炎の予防や経口摂取が継続できるよう支援する。

2, BCP を実践的なものにする

感染症・防災 BCP を活用し、平時から感染症・災害などの非常時に備え、感染症・災害発生時に入居者や職員の安全を確保し、事業が継続できるよう、シミュレーション訓練に取り組む。

3, 生産性向上の取り組み

新たに設置した生産性向上委員会にて、福祉用具の見直しや眠りスキャンなど ICT 導入・活用し方法を検討し、入居者がより良い状態で過ごせる良質なサービス提供や、職員の業務負担軽減につなげ、多職種連携に努める。

4, 地域とのつながり

感染症流行の情勢を見つつ、ボランティアや実習生、介護相談員などの受け入れを行い、開かれた施設を目指していく。また、施設職員が地域へ出向くことによって、相互に連携・協力ができるよう施設の窓口として取り組んでいく。

医療・看護 運営計画

高齢者は慢性疾患を持っている方が多いため、疾患の発症・進行や感染症などにも注意を払い対応していきます。必要時には医師の指示も仰ぎ、多職種とも連携を取りながら適した方法を考えケアに繋げ、利用者様が穏やかで安心した生活を送れるように支援していきます。

(1) BCP に関連した事項について

① 感染症対策について

- ・感染症 BCP やマニュアルに基づいて、予防や発症時のまん延防止策が迅速に実施できるように努める
- ・神奈川県ガイドラインに従い、感染症対策について変更点等あれば適宜見直し検討していく
- ・定時・臨時での感染症対策委員会を開催していく

② 防災について

- ・災害時すぐに対応できるよう、防災 BCP の周知や訓練の参加など積極的に関わっていく

(2) サービス向上の取り組みとして

① 口腔の機能維持向上のため、歯科医・歯科衛生士との連携を図り、口腔衛生に努める

(3) 利用者的心身の安定を図るため、日々の健康管理をはじめ利用者を支える側の連携にも配慮し、医療的対応が円滑に進むように対応

①利用者の健康状態の把握に努め、その情報を多職種とも共有する

②多職種の協力を得ながら体調変化に適した対応へと結び付けていく

③配置医の協力のもと、疾病やその対応について指導を受け健康管理に繋げていく

④利用者・ご家族、施設職員・医師間などの連携もスムーズに運ぶ様に情報共有をしっかりしていく

⑤受診・入院等での必要な書類の医師依頼やサマリー等も作成し、病院との情報共有にも努める

(4) ターミナルケアに伴う医療ニーズについて

①介護職員の不安感が少しでも軽減するよう、相談しやすい雰囲気や解りやすい説明など心掛け、医療的知識の向上にも繋がるように支援する

②医療的知識の向上がより良いケアにも結びつき、利用者が穏やかに過ごせるように多職種とも連携していく

介護支援専門員 運営計画

【基本方針】

適切なケアマネジメントにより、本人の生き方・家族の思いを尊重して関わり、心身状況の把握に努め、自立した生活が営めるよう、地域との関わりや各専門職の専門性を生かしたケアを提供できるよう支援計画を作成する。

【重点目標】

1. 入居者の思いに応えるケアにつなげられるよう、法令やルールを守り、施設職員や嘱託医との連携を図りながら自身のスキルアップを図れるように努める。
2. 施設における防災 BCP、施設の設備体制・自身の役割を把握、確認するとともにシミュレーション訓練を行い、施設の状況に沿った内容になるよう多職種と連携し、情報共有を図る。
3. 安全面にも配慮し、介護機器の適正利用や業務手順の見直しを行うことで、入居者の質の向上や職員の負担軽減につなげられるようにする。
4. 実習やボランティアの受け入れに加え、地域での活動にも取り組む機会が持てるようになることで地域との関わり、連携や協力体制の構築に努める。

【業務内容】

- ・各入居者に対し、年2回の定期ケアプラン見直しを行う。
- ・他職種とプランの実施状況について確認し、意見の擦り合わせをする。
- ・新規入居者に対し、事前面接の情報を元に入居後1ヶ月のプラン原案を作成、入居前カンファレンスにてプラン原案の内容を確認し、修正・本プラン作成をしたうえで約1ヶ月後に見直しを行う。
- ・容態変化（入退院・ADL低下など生活の変化）に応じ、ケアプランの見直しを行う。
- ・ターミナル期と判断された場合は、ターミナルケアプランを作成する。
- ・入居者の状態に応じて見直し期間を短めに設定するなどの調整を行い、実施する
- ・ターミナルケア終了後、振り返りカンファレンス、グリーフカンファレンスを実施する

月間業務	業務内容
上旬	面接（本人・家族）、モニタリング（1）チェック
中旬	モニタリング・再アセスメント、プラン原案の作成
下旬	サービス担当者会議、ケアプラン本案作成、ケアプランの交付

食事・栄養 運営計画

【基本方針】

咀嚼・嚥下機能の低下や、認知症の進行、病気の進行等により食事の摂取量が低下したり、体重減少する利用者が増加傾向である。

介護支援専門員のケアマネジメントの一環として栄養ケアマネジメントを行い、多職種と協力して利用者の低栄養を予防するとともに介護保険の基本サービスとして、入居者ごとの状態に応じて栄養管理を計画的に行い向上できるよう支援する。

給食委託会社と連携して安全な食事を提供し、また季節を感じられる変化に富んだ楽しみのもてる食事が提供できる様努めていく。

【重点目標】

1. ①多職種と協働し入居者の思いにできるだけ沿えるよう、個々の状態にあった食事を提供する。
②研修や講習会等に参加し、栄養管理等に活かせるよう努める。
③歯科医・歯科衛生士との連携や多職種との協議の上、口腔内の状況を把握し誤嚥のリスクを軽減することで経口での摂取が維持出来るように支援する。
2. • 施設における感染症BCPマニュアルなどのガイドラインに従った感染症対策を給食委託会社と情報共有し、給食に伴う対応を実施する。感染症発症の際は迅速に対応する事により拡大防止に努める。また委託会社職員の感染予防を含む健康管理にも留意する。
• 防災BCPや施設の給食関連設備、災害発生時における委託会社との連携等を確認し、非常時においても食事提供が出来るよう努める。
3. ICTの活用による情報共有(BMI、アルブミン値、減少率など)から、入居者の体調や体調変化、栄養状態の把握、評価等により適切な食事形態や食事内容で提供とする。

【業務内容】

- ・各入居者に対し年4回の定期栄養ケアプランの見直しを行う。
- ・入退院などによる容態変化の際も栄養ケアプランの見直しを行う。
- ・ターミナル期と判断された際はターミナル栄養ケアプランを作成する。

〈月間業務内容〉

①栄養ケアマネジメント

- (上旬) モニタリング、アセスメントにより入居者の身体測定値、食生活状況等の把握と評価を行う。
- (中旬) 栄養スクリーニングにより入居者の栄養状態のリスク判定、解決すべき課題の把握を行う。関係職種とのカンファレンスを行い栄養ケア計画書の作成を行う。
- (下旬) サービス担当者会議にて関係職種と栄養ケア計画書の確認を行う。
栄養ケア計画書について入居者及び家族へ説明し同意を得る。

②食事提供

(約束食事箋)

栄養ケアマネジメントから推定必要エネルギー・たんぱく質を算出。その他の栄養素は「日本人の食事摂取基準（2020年度版）」に基づき算出する。

食種	エネルギー Kcal	たんぱく質 g	脂質 g	糖質 g	塩分 g	備考
常食	1400	54	39	210	7	米飯 150 g
粥食	1340	54	37	200	7	粥 330 g

【年間行事食】

	行事食
4月	お花見弁当
5月	母の日行事食
6月	父の日行事食
7月	七夕行事食 土用の丑
8月	お祭り行事食
9月	敬老お祝い御膳
10月	にぎり寿司
11月	秋の実り弁当
12月	クリスマス行事食
1月	正月料理
2月	節分行事食
3月	ひな祭り行事食

事務班 運営計画

1. 基本方針

- ① 入居者・利用者により良い介護サービスを提供する施設づくりに資するため、介護報酬の算定、介護機器・介護材料等の購入、財務会計等を正確・迅速・丁寧に行い、施設運営の円滑化と健全化を図ります。
- ② 福祉サービスを提供する施設の一員として、施設利用者や家族、地域住民等が快適に利用できる環境を整備し、親切で思いやりのある接遇を行います。

2. 重点目標

- ① 新型コロナウイルス等の感染症の予防及び蔓延防止のため、消耗品や衛生用品等の確保を確実に行います。
- ② 介護保険運営基準や報酬加算要件等を十分に理解し、適正な介護報酬及び利用料の請求事務に努めます。
- ③ 常にコスト意識を持ち、備品購入や各種契約内容の見直しを行い、経費の削減に取り組みます。

【主な業務内容】

- ① 介護報酬・利用料請求業務
- ② 利用者預り金管理業務
- ③ 介護保険指定変更・加算届業務
- ④ 備品・消耗品の購入・管理業務
- ⑤ 職員勤務集計業務
- ⑥ その他

介護班 運営計画

【基本方針】

入居者が生活の中で安らぎを感じ、健やかに過ごせるように
一人ひとりに寄り添ったケアを提供していく。

【重点目標】

1. 感染症・防災B C Pを基に机上訓練やシミュレーションを行う事で、より具体的な物とし、発生時は迅速な対応を取り、拡大防止に努める。
2. 施設スローガンを常に意識し、入居者やご家族とコミュニケーションを図る事で、権利擁護に努める。
3. 歯科医・衛生士と連携し、口腔ケアの知識・技術を高め、口腔衛生管理を行う事で、誤嚥性肺炎などを予防していく。
4. 介護ロボットや見守り機器の導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、入居者1人1人の生活スタイルにあった支援の提供。また職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図れるようにしていく。
5. 多職種協働にて入居者や家族の想いに寄り添い「今、必要なケア」とは何かを念頭に置きケアする事で、悔いの残らないターミナルケアを目指す。
6. いつも入居者の立場に立ち、最期の時間をお世話させていただいていることを意識し、気持ちを汲み取ったケアを提供していく。
7. ケアプランを基に、職員1人1人が入居者の事を考え、支援する事で、適切なケアを提供し、入居者個々の生活の質の向上に努めます。
8. 職員個々が服薬に対する意識を持ち、チームでマニュアルに沿った服薬介助を徹底する事で、誤薬をゼロにする。
9. ケアに入った際は、入居者以外の環境にも目を向け、落ち着いて対応する事で事故を未然に防ぐ。
10. 外部研修へ参加し、スタッフ個々のスキルやモチベーションを高める事で、より良いケアが提供できるようにしていく。

さくら フロア 【年間活動計画】

4月		10月	秋祭り
5月	誕生日会	11月	おやつレク
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会
7月	誕生日会・おやつレク	1月	お正月・誕生日会
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老会、誕生日会	3月	誕生日会、桜見学（予定）

その他

さつき フロア 【年間活動計画】

4月		10月	秋祭り
5月	誕生会	11月	誕生会
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会
7月	誕生会	1月	正月遊び・誕生会
8月	夏祭り	2月	豆まき・宅配寿司
9月	敬老会、誕生会	3月	誕生会、桜見学（予定）

その他

ひまわり フロア 【年間活動計画】

4月	おやつ作り	10月	秋祭り、誕生会（9.10月生まれ）
5月	誕生会（5月生まれ）	11月	ドライブ
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会
7月	おやつ作り	1月	誕生会（11.12.1月生まれ）
8月	夏祭り、誕生会（6.7.8月生まれ）	2月	節分
9月	敬老会	3月	誕生会（2.3.月生まれ） 桜見学

その他

夏みかん フロア 【年間活動計画】

4月	桜見学	10月	秋祭り、おやつ作り ハロウイン
5月	菖蒲湯	11月	誕生日会（4～7月）
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会
7月	誕生日会（1～3月）	1月	お正月
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り 誕生日会（8～12月）

その他 奇数月誕生会

花みずき フロア 【年間活動計画】

4月		10月	秋祭り、秋のおやつ作り
5月	しょうぶ湯 誕生会	11月	誕生会
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会 ゆず湯
7月	夏のおやつ作り 誕生会	1月	誕生会
8月	夏祭り	2月	節分 宅配物
9月	敬老会、誕生会	3月	誕生会 桜見学

その他 奇数月に誕生会を実施する。

むくげ フロア 【年間活動計画】

4月		10月	秋祭り、おやつ作り
5月	しょうぶ湯	11月	誕生会、宅配寿司
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会、ゆず湯
7月	おやつ作り	1月	お正月遊び
8月	夏祭り	2月	誕生会、節分
9月	敬老会、誕生会	3月	宅配寿司、桜見学

その他 2～3ヶ月に1回誕生会実施。

かりん フロア 【年間活動計画】

4月	4月5月生お誕生日会	10月	秋祭り、10月生お誕生日会
5月	宅配寿司・菖蒲湯	11月	
6月	紫陽花観賞	12月	クリスマス会、お誕生日会、ゆず湯
7月		1月	お正月ゲーム
8月	夏祭り、スイカ割り	2月	節分 2月生お誕生日会
9月	敬老会	3月	桜観賞

その他 2～3ヶ月に1回誕生会実施。

通所介護事業計画

1. 通所介護 運営方針

- 1) 利用者が住み慣れた地域、生活環境において可能な限り在宅生活を継続していくけるように個々に必要な日常生活の援助を行う。
- 2) 利用者及び家族等のニーズを的確に捉え、利用者的人格を尊重した援助を行い、家族等の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- 3) 利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持を行う。
- 4) 地域から必要とされるデイサービスセンターを目指す。

2. 通所介護 令和7年度目標及び取り組み

- 1) 令和7年4月から通常規模通所介護より地域密着型通所に移行を行う。
- 2) 地域密着型通所に移行に伴い、定員数を20名より15名に変更を行う。より利用者及び家族のニーズを捉え、きめ細やかなサービス提供を行うとともに草の家の特化したサービスの模索を行う。
- 3) 1日の平均利用人数12名以上を目標として、適切な職員配置数を心がける。
- 4) 「営業」「接遇」「断らない」を柱とする。
 - (1) 「営業」について、可能な限り居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへの訪問を行う。ご家族・ケアマネジャー・地域等からも頼れる事業所となることを目指す。
 - (2) 「接遇」について、ご利用者及びご家族はお客様であり当該事業所に来ていただいている事を忘れず、施設理念でもある「させていただく心」を持ち対応し、サービスの質の向上を図る。
 - (3) 「断らない」については、ご利用者及びご家族はそれぞれの理由で介護サービスをご利用される。断ることにより、在宅生活の継続に支障や困りごとが出てくることを忘れずに、医療的・物理的に不可能な場合を除いて利用者を受け入れて行く。
- 5) その他の目標
 - (1) 業務の無駄を見直し省力化・生産性の向上を図る。
 - (2) ご利用者への処遇や対応について、事象・事故が起きた際、直ちにショートミーティングを開き迅速な対応・対策を行う。
 - (3) BCPに基づいた、防災及び感染症に関する対策を適時職員間で共有し、実際に事象が発生した際にスムーズに動けるよう心がける。
 - (4) 職員の働く理由に寄り添い、実現のための自己研鑽を推奨し、モチベーションの維持向上に努める。

居宅介護支援事業 事業計画

【基本方針】「人はあるがままで尊い」という基本理念を根本に個人の尊厳を守り、法人の理念である「人に寄り添い、させていただく心」を大切に、要介護状態になっても可能な限り住み慣れた環境で、その有する能力に応じた自立した生活を営めるよう支援していく。

1 事業目標

介護保険法の理念に基づき、要介護状態となった利用者の尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した在宅生活が継続できるように支援を行う。ご利用者、ご家族に対し、介護保険制度の情報を正しく提供していくと共に、介護サービスを選択・利用する上で介護状態の軽減または悪化防止に資するよう、医療との連携を図っていく。

2 取り組みについて

○BCP（業務継続計画）の作成と実施

大地震等の自然災害、感染症のまん延など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した事業継続計画（BCP）の台帳作成・更新し、緊急時に対応できるよう平時より準備する。そのため施設内外での研修に参加し、同業者や自治体と連携を図り情報収集していく。

○当該サービスに従事するすべての新任及び現任の従業者を対象とする研修を計画し、資質向上を目指す。

○身体的拘束等の適正化の推進、高齢者虐待防止など施設内外の研修や法定研修に参加。

○ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険外の領域の研修への参加。

○主任ケアマネージャー主催による事例検討会、オンライン研修に積極的に参加し、自己研鑽を重ね支援力を高めていく。法定研修である「適切なケアマネジメント手法」を習得する。

○ケアプランデータ連携システムへの取り組み

ペーパーレスでの業務の効率化、転記不要による業務負担軽減、費用削減に努め、最新の情報を取り入れ実現化できるよう努めていく。

○各市町村、各関係機関・事業所と連携し、必要に応じて困難事例にも迅速に対応する。

○ケース事案について施設内での情報連携を図り、迅速かつ柔軟に対応できる職場環境作りに努める。

3 請求業務について

指定居宅介護支援の請求に必要な業務が適切に行われていることをチェックシートによって確認し、必要書類は個人ファイルで管理する。他部署とのサポート体制作り。

VI 地域交流、実習生受け入れについて

- 地域の感染症流行状況を鑑みつつ、都度感染症予防を図りながら地域行事への参加やボランティアの受け入れを実施し、地域交流・貢献に力を入れていきます。

(1) 地域交流

- ① 施設入居後も家族とのつながりを大切にするため、日頃からコミュニケーションを図ることで信頼関係を築いていく。地域の状況に配慮しつつ、感染症予防を図りながら行事参加や家族のつどいを実施し、それに参加してもらえるような工夫をすることにより、積極的な交流を図る。
- ② 地域行事への参加、外出や社会資源の利用、新たな社会資源の開発を行い、地域との関係を維持できるようにする。
- ③ 地域住民や学校等の施設見学・交流の受け入れ、施設機能の提供（建物・機器）をし、施設の地域における役割を知ってもらうことで施設を地域に開放していく。
- ④ 緊急時等の受け入れ態勢を整え、地域のセーフティネットとしての役割を果たす。

(2) ボランティア受け入れ

施設と地域を結ぶ懸け橋として、また利用者の施設生活の充実と活性化を図るために、ボランティアを募集し積極的に受け入れる。また、ボランティア活動が継続できるよう、活動の様子を見守り、適宜調整する。

(3) 実習生受け入れ

介護実習や職場体験学習等の受け入れをし、福祉の人材育成に努める。
また、地域のインクルーシブ教育実践校のインターンシップの受け入れを行うなど、県のインクルーシブ教育推進の一端を担っていく。

VII 防災についての取組

施設が被災した場合、入居者の人命と安全を第一優先にし、且つ事業を継続する為の体制の整備と職員の教育に力を入れる。地域自治会が主催する避難訓練にも参加する。

南足柄市との福祉避難所の協定・班目自治会との水害避難協定を締結した事により災害時に介護が必要な高齢者及び災害弱者をスムーズに受入ができるよう、備品等の整備、受入れ体制を整える。

① 訓練・教育

- 年3回 訓練（火災・大規模地震・夜間・水害想定）を実施する。

② 緊急連絡体制

- 緊急連絡網の整備と災害時の職員参集指示の見直し。（NTT安否確認／一斉通報システムを使用し、各スタッフの現状や安否確認を行う）
- 利用者家族に迅速に情報を伝達する方法を整備

③ 非常食・飲料水の確保

利用者のみならず、地域・職員の避難所としての利用も視野に入れ、飲料水・非常食を備蓄

④ 日常消耗品の確保

備蓄品用のプレハブを設置し、災害時に物流が止まった事を考え、紙オムツ・トイレットペーパー等の生活用品を備蓄

⑤ 停電に対する対策

災害用発電機により、電力を確保（照明）、井水の災害用（停電時）の発電機は停電時自動運転する。

⑥ 防災委員会の設置

緊急時、すぐに集合できる近隣の職員を中心に結成。防災全般について検討する。

⑦ 福祉避難場所の開設

災害時、被災した災害時要援護者を受け入れる福祉避難所を開設し、要介護高齢者を中心とした災害時要援護者及びその家族または介護者並びに南足柄市指定避難所での生活に支障があると認められた市民を受け入れる。

⑧ BCP（事業継続計画）

各地で頻発する大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を背景に、介護業界におけるBCPの策定が2024年4月から義務化された。各サービスごとにBCPの策定を行い、訓練を通してブラッシュアップしていく。